

介護保険法第78条の2、介護保険法第115条の12による
指定地域密着型サービス事業者の指定について

地域密着型サービス種別

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを提供する事業。

事業所の概要

設置者	メディカル・ケア・プランニング株式会社 代表取締役 山田 一幸
事業所名称	グループホームつどい「新船橋」
所在地	船橋市北本町2-18-31
指定予定年月日	令和4年10月1日

添付資料

1. 事業所概要
2. 平面図
3. 写真
4. 介護保険法第78条の4による指定に係る基準適否一覧

地域密着型サービス 事業所概要

事業種別	(介護予防)認知症対応型共同生活介護			
事業所名称	グループホームつどい「新船橋」			
運営法人	メディカル・ケア・プランニング株式会社			
指定日	令和4年10月1日 予定			
ユニット数及び定員	2ユニット 計18名 予定			
立地	住所	船橋市北本町2-18-31	圏域 西部	
建物	整備形態	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既存建物の改装利用 <input type="checkbox"/> その他		
	建物形態	<input checked="" type="checkbox"/> 単独型 <input type="checkbox"/> 併設型⇒ (併設事業)		
	建物構造	鉄骨造	2 階建ての 1、2階部分	
	居間及び食堂面積	49.71 m ²		
	居室面積	最小 8.4 m ²	最大 8.51 m ²	
非常災害設備一覧	スプリンクラー、火災報知器(各部屋)、消火器、誘導灯			
従業者	管理者	1人		
	計画作成担当者	(予定) 2人		
	うち介護支援専門員	(予定) 1人		
	介護職員	ユニット1	(予定) 9人	
		ユニット2	(予定) 9人	
		計18人、うち常勤10人		
料金	敷金	126,000 円		
	家賃(月額)	63,000 円		
	食材料費(月額)	45,000 円		
	水道光熱費(月額)	21,000 円		
	共益費(月額)	10,000 円		
	介護給付費	1割、2割又は3割自己負担分		
	その他	実費 (その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用)		
運営	協力医療機関	かがやきクリニック千葉	(住所) 八千代市勝田台1-28-1榎山ビル501	
	協力歯科医療機関	植村歯科医院	(住所) 船橋市前貝塚町1001-1	

介護保険法第78条の4による指定に係る基準適否一覧
認知症対応型共同生活介護
施設名：グループホームつどい「新船橋」

1 定義 及び 基本方針

	根拠条文		
【定義】 「認知症対応型共同生活介護」とは、要介護者であって認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。	介護保険法第8条第20項	-	
【基本方針】 認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居(法第8条第20項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。	基準条例第111条(基準省令第89条)	-	

2 人員基準

基準		根拠条文	適・否	備考(当該事業所の内容)
○ 人員数	○ 指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な員数以上とする。	基準条例第112条第1項(基準省令第90条第1項)	確認中	日中の時間帯 常勤換算数(予定) ユニット1 5.6 ユニット2 5.6 夜勤の従事者 ユニット毎1人(予定)
○ 介護従事者の常勤	○ 介護従業者のうち1人以上の者は、常勤でなければならない。	基準条例第112条第3項(基準省令第90条第3項)	確認中	
○ 計画作成担当者	○ 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。 ○ 計画作成担当者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。 ○ 計画作成担当者のうち1人以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。	基準条例第112条第5項～第7項(基準省令第90条第5項～第7項)	確認中	計画作成担当者2人(予定) うち介護支援専門員1人
○ 管理者	○ 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができるものとする。(※解釈通知:一の事業所に複数の共同生活住居を設ける場合、それぞれの共同生活住居の管理上支障がない場合は、同一事業所の他の共同生活住居との兼務もできるものとする。) ○ 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	基準条例第113条(基準省令第91条)	適	管理者1人(常勤兼務)

3 設備基準

	基準	根拠条文	適・否	備考(当該事業所の内容)
○ ユニットの数・定員	○ 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1以上3以下(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2)とする。 ○ 共同生活住居は、その入居定員を5人以上9人以下とする。	基準条例第115条第1項及び第2項 (基準省令第93条第1項及び第2項)	適	2ユニット(定員18人)
○ 居室の定員	○ 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。	基準条例第115条第3項 (基準省令第93条第3項)	適	全室個室
○ 居室の面積	○ 一の居室の床面積は、7.43平方メートル(4.5畳)以上としなければならない。	基準条例第115条第4項 (基準省令第93条第4項)	適	最小居室面積:8.4㎡
○ 設備	○ 居室、居間、食堂、台所、浴室、その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設ける。 ○ 居間及び食堂は、同一の場所とすることができる。	基準条例第115条第2項及び第5項 (基準省令第93条第2項及び第5項)	適	図面確認済
○ 消火設備等	○ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備(※解釈通知:消防法その他の法令等に規定された設備)を設ける。	基準条例第115条第2項 (基準省令第93条第2項)	適	スプリンクラー、自動火災報知器、消火器、誘導灯
○ 立地	○ 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。	基準条例第115条第6項 (基準省令第93条第6項)	適	市街化区域

4 運営基準

基準		根拠条文	適・否	備考(当該事業所の内容)
○ 入退居	<p>○ 指定認知症対応型共同生活介護は、要介護者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。</p> <p>○ 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>○ 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。</p> <p>○ 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。</p> <p>○ 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>基準条例第116条第1項及び第3項～第6項 (基準省令第94条第1項及び第3項～第6項)</p>	適	利用契約書等で確認
○ 利用料等の受領	<p>○ 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>○ 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>○ 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 食材料費 二 理美容代 三 おむつ代 四 前3号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの <p>○ 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>基準条例第118条 (基準省令第96条)</p>	適	<ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬告示上の額の1割、2割又は3割 ・敷金 126,000円 ・家賃 63,000円/月 ・食材料費 45,000円/月 ・水道光熱費 21,000円/月 ・共益費 10,000円/月 ・その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用:実費
○ 取扱方針	<p>○ 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行われなければならない。</p> <p>○ 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われなければならない。</p> <p>○ 指定認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。</p> <p>○ 共同生活住居における介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>○ 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>○ 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>○ 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>	<p>基準条例第119条第1項～第7項 (基準省令第97条第1項～第7項)</p>	適	運営規程、身体的拘束等の適正化のための指針確認済

○ 運営規程	○ 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務内容 三 利用定員 四 指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 五 入居に当たっての留意事項 六 非常災害対策 七 虐待の防止のための措置に関する事項 八 その他運営に関する重要事項	基準条例第124条 (基準省令第102条)	適	運営規程確認済
○ 勤務体制の確保等	○ 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 ○ 介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。 ○ 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 ○ 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	基準条例第125条 (基準省令第103条)	確認中	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表・運営規程確認予定 ※認知症に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置は、令和6年3月31日まで努力義務。
○ 協力医療機関等	○ 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。 ○ 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。 ○ 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。	基準条例第127条 (基準省令第105条)	確認中	協力医療機関： かがやきクリニック千葉 協力歯科医療機関： 植村歯科医院 協力施設： 調整中
○ 運営推進会議	○ 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。	基準条例第130条にて準用する第61条の17第1項 (基準省令第108条にて準用する第34条第1項)	適	会議マニュアル確認済

基準条例… 船橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

基準省令… 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)